



学校給食に関する手続きについて（小学校）

令和6年4月版

千葉市から学校給食を提供するにあたり、必要な手続きについてお知らせします。



■ 入学時の提出書類

(1) 「学校給食申込書」

学校給食の申込と給食費の納入等を確認する書類です。お子さん1人につき1枚提出してください。
※千葉市立学校に在学している間は、記入事項に変更がない限り、転出入等をした場合も有効です。

(2) 口座振替に係る書類（アまたはイのいずれか一方）

学校給食費等は、口座振替により徴収を行います。
金融機関窓口またはインターネットの一方での手続後に、いずれかの書類を学校へ提出してください。

ア 金融機関窓口での手続きの場合（19の指定金融機関で、現時点から手続き可能）

- ① 「口座振替依頼書」（4枚複写）に必要事項を記入のうえ、金融機関の窓口へ提出してください。
- ② 手続後に、4枚目の「千葉市学校給食費等口座振替承諾書」（学校控）を提出してください。

イ インターネットでの手続きの場合（6つの金融機関で現時点から、9つの金融機関を後日追加）

- ① 「学校給食費等Web口座振替申込み手続について」に記載の申込ページから登録してください。
- ② 登録後、申込み手続の「Web口座振替手続き完了届」に必要事項を記入し、提出してください。

**（1）及び（2）（※アまたはイのいずれか）の書類は、
令和6年4月9日（火）までに学校へ提出をお願いします。**

※口座振替の手続きを行わない場合は、納付書により、金融機関等（コンビニは不可）からお支払いいただきます。
また、学校給食費と併せて徴収する「学校徴収金」は、振込書により、振込手数料をご負担のうえお支払いいただきます。振込手数料の負担がなく、便利な口座振替による納付にご協力ください。

■ 口座振替日（納期限）は、年9回です。

学校給食費の口座振替は、年9回、次の表の振替日に行います。振替ができない場合、翌月15日に再振替を実施します。残高不足にご注意ください。（25日・15日が土日祝日の場合、金融機関の翌営業日）

期別	第1期(4・5月分)	第2期(6月分)	第3期(7月分)	第4期(8・9月分)	第5期(10月分)
口座振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
期別	第6期(11月分)	第7期(12月分)	第8期(1月分)	第9期(2・3月分)	
口座振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	

■ 学校給食費の納付金額の目安です。

学校区分	学年区分	1食当たり (令和6年1月現在)	期毎の目安(1か月20食として)	
			(1期・9期)	(2期～8期)
小学校	1年生～3年生	270円	10,800円	5,400円
	4年生～6年生	288円	11,520円	5,760円
特別支援学校	小学部1年生～3年生	288円	11,520円	5,760円
	小学部4年生～6年生	298円	11,920円	5,960円
	中学部 / 高等部	349円	13,960円	6,980円
中学校 / 中等教育学校前期課程 / 高等特別支援学校		320円	12,800円	6,400円

※学校・学年・月によって、給食実施回数異なるため、各期の納付金額は異なります。
※1食あたりの単価は、物価上昇等により改定することがあります。
※口座振替は、給食費のほか、日本スポーツ振興センター共済掛金及び学校徴収金の合計金額で行います。

■ 学校給食の提供の停止（再開）や、内容の変更を希望する場合

給食の提供について、「停止する（食べない）」「再開する」「内容を変更する（給食の一部を食べない）」といった変更を希望する場合は、以下のとおり、事前に学校への届出が必要となります。届出に基づき、給食費の納付額が変更となります。

○ 給食の内容を変更したい場合（食物アレルギーなどにより、牛乳が飲めない場合など）

食物アレルギーなどの理由により、「①給食を食べない」「②牛乳が飲めない」「③牛乳しか飲めない」こととなる場合は、学校に相談のうえ、「学校給食変更届」を提出してください。

○ 事情により連続4日以上給食を食べない場合（病気による入院や海外への帰省など）

病気による入院や、一時的に千葉市外の学校に通うなどの事情により、給食の提供を、連続4日以上中止したい場合は、あらかじめ、「学校給食変更届」を提出してください。

○ 転校する場合

転校により給食を停止するときは、事前に「学校給食変更届」を提出してください。千葉市立学校への転校の場合は、併せて、転入校に給食開始の届出をお願いします。

「学校給食変更届」の用紙は、学校で配付しています。また、次のURLのホームページからも、ダウンロードが可能です。⇒「学校給食変更届 千葉市」で検索

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku-tetsuduki.html>

「学校給食変更届」は、期日に余裕をもってご提出ください。入学・転入前の提出も可能です。給食の開始・変更・停止には、食材の発注数量の変更を伴うため、対象となる日の5日前（土日等を除く）までにご提出ください。届出が遅れた場合は、希望日から適用できませんのでご注意ください。



■ 生活保護や就学援助の対象の場合、第3子以降学校給食費無償化の適用となる場合

生活保護受給世帯、または就学援助を受けている場合は、学校給食費の負担はありません。この他「第3子以降学校給食費無償化制度」の適用を受けている場合も、学校給食費は無償となります。

「就学援助」または「第3子以降学校給食費無償化」の対象となる方や申請方法は、それぞれ「就学援助制度のお知らせ」「千葉市第3子以降の学校給食費無償化制度について」をご覧ください。

■ 学校給食に関する主な配付文書について

配付文書	内容	配付時期
①学校給食費 納入額決定通知書	学校給食費の年間と各期の納付額をお知らせします。 参考として、日本スポーツ振興センター共済掛金及び 学校徴収金の内訳をお知らせします。	毎年6月中旬
②再振替のお知らせ	振替口座から引落しができなかった場合に、再振替の 実施をお知らせします。	初回振替日(各期25日) の約10日後
③督促状(納付書)	再振替ができなかった場合や、納期限までに納入がない 場合に、納付書による支払いを通知します。	納期限の到来から 40日以内

①、②の文書は、封筒に封入しお子様を通じて配付します。長期休業期間や卒業後、また、③の文書は郵送を行います。※この他、千葉市役所納付推進センターから、電話による再振替のお知らせ等をする場合があります。

児童手当からの徴収に関する同意について

学校給食費が長期間滞納となった場合、児童手当から徴収する場合があります。学校給食申込書の児童手当に係る徴収に関する同意欄に記入をお願いします。児童手当からの徴収はすぐには行いませんので、滞納の場合は、速やかに納付をお願いします。

■ 私立学校等への入学予定の方は・

千葉市立小学校・特別支援学校以外に入学予定の場合は、手続は不要です。予定が変更となり、千葉市立の学校に通学する場合は、速やかに手続きを行ってください。

お問い合わせ先

お子さんが通われる学校、または千葉市教育委員会
保健体育課（口座振替・学校給食費関係）
電話 043-245-5909
メール kyushoku-kokaikai@city.chiba.lg.jp
学事課（学校徴収金関係）
電話 043-245-5928
メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp

「学校徴収金（学用品費等）に関する同意書」等記入のお願い

千葉市では、平成30年4月から学用品・教材費等が給食費等と一緒に徴収されるようになりました。

つきましては「学校徴収金（学用品費等）に関する同意書」及び「児童手当・特例給付に係る学用品費等（学校徴収金）の徴収等に関する申出書」を記入の上、小学校に令和6年4月9日（火）までにご提出くださいますようお願いいたします。下記の留意点をよくお読みになってご記入ください。

1 「学校徴収金（学用品費等）に関する同意書」について・・・＜学校長あて＞

以下の内容を確認の上、学用品（教材）等の契約や支払いについては、在籍校の校長に一任し、その経費は期日までに納付することに同意をお願いいたします。「同意書」の（1）～（5）をよくお読みになり、記入例を参考にしてご記入をお願いいたします。事情により一部の学用品（教材）等を申込まない場合は学校に申し出てください。

○4月末には、在籍校から具体的な購入物品及び金額についてお知らせいたします。

⇒6月には給食費・日本スポーツ振興センター共済掛金・学校徴収金の納入額決定通知を行います。

○学校から示された徴収計画に基づき納付期限までに「保護者登録の口座」に入金してください。

⇒徴収金は、給食費・日本スポーツ振興センター共済掛金と一緒に引落されます。

○引き落としができなかった場合及び「保護者登録の口座」を届けていない場合

⇒学校に現金で支払う事はできません。

⇒保護者の方が「振込依頼書」で「校長口座」に振り込むこととなります。

⇒振込手数料は保護者負担となります。

※千葉市では令和3年度から教材準備費として教材費の一部（小学校一律5,000円、中学校一律8,000円）を前年度に徴収しています。

○転校や中学校入学時には、あらためて在籍校の校長に「同意書」を提出していただきます。

2 「児童手当・特例給付に係る学用品費等（学校徴収金）の徴収等に関する申出書」について・・・＜千葉市長あて＞

学校徴収金の納入が滞納した場合、児童手当から支払うことの申出をお願いいたします。「申出書」の（1）（2）（3）をよくお読みになり年月日・児童手当受給者氏名・住所の記入をお願いいたします。

転校や中学校入学時には、あらためて在籍校の校長に「申出書」を提出していただきます。

新1年生用
令和6年2月吉日

新1年生の保護者の皆様へ

千葉市立星久喜小学校 PTA
総務部
会計

PTA 会費について

ほころび始めた梅のつぼみに、春のきざしが感じられる時節となりました。保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、星小 PTA は、会費納入方法として集金代行サービスの「カワイアシスト」を利用します。お子さまに現金を持たせる心配や危険性・役員による集計等の簡素化等を考慮し、コンビニ収納で会費の納入をお願いしております。

業務委託手数料として PTA 予算に計上します。

- ・5月頃、個人の特定がされないように配慮し、「〇年〇組〇〇番(出席番号)」と印字された払込票を、お子さまを通じて配布させていただきます。
※払込票は学校に一括送付されます。
※きょうだいがいるご家庭は、下学年のお子様に配布します。
- ・集金額は一家庭あたり 2000円。(会費の内120円を PTA 総合保険として充当)
※本校 PTA では、PTA が主催または PTA と学校が共催する行事において、事故や怪我等あった場合に備え、PTA 総合保険(団体傷害保険・賠償責任保険)に加入しております。
※業務委託手数料込。

☆皆様からお預かりいただいた会費☆

子ども達の学校生活を更に豊かにできるよう大切に使用させていただきます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします！